

令和6年 10 月

【田舎館村教育委員会】

端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	545	512	495	－	－
② 予備機を含む 整備上限台数	626	588	569	－	－
③ 整備台数 (予備機除く)	0	0	551	－	－
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	0	495	－	－
⑤ 累積更新率	0	0	100%	－	－
⑥ 予備機整備台数	0	0	20	－	－
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	20	－	－
⑧ 予備機整備率	0	0	3.6%	－	－

(端末の整備・更新計画の考え方)

- ・前回の整備から5年を超えた端末を更新する。
- ・整備に当たっては、次年度の生徒の人数に応じた端末を整備する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数: 536 台

○処分方法

- ・小型家電リサイクル法の設定事業者により再使用・再資源化を委託: 436 台(未確定)
- ・その他(指導用端末としての活用、持ち運び端末として活用): 100 台(未確定)

○端末のデータの消去方法

- ・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和8年 11 月 新規整備端末の使用開始(令和8年度整備分)

令和9年 6 月 処分事業者剪定(令和8年度更新分)

令和9年 8 月 使用済端末の事業者への引き渡し(令和8年度更新分)